

大船渡市 支部長 殿

生活圏 全国都市職員災害共済会
事務局長 村上賢治
(公印省略)

令和7年岩手県大船渡市における大規模火災による災害に係る
共済金等請求の手続きについて

このたびの令和7年岩手県大船渡市における大規模火災に係る災害により被災されました貴市並びに職員の皆さま方に対しまして、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、このたびの火災等により多数の被害が発生したことを踏まえ、今般、災害救助法が適用された地域において被災されました組合員に対し、共済金等の請求手続きにかかる書類の簡略化を次のとおり取り扱うこととしましたので、組合員の皆さま方への周知及び事務の取扱いにつきまして、特段のご協力とご配慮を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

1 火災共済金等の請求

(1) 火災共済金

火災共済金の請求に必要な書類の一部を次表のとおり、簡略化します。

規則による必要請求書類	今般の取扱い
1 火災等共済金及び費用共済金請求書	提出してください。
2 火災共済契約承諾通知書（写）	添付できない場合は、不要です。
3 罹災証明書	提出してください。
4 被災状況報告書	不要です。
5 損害見積書	全焼の場合は、不要です。 部分損の場合は、提出してください。 ※動産について、見積書が取得できないものがある場合は、品目・数・金額を明記したリストを作成し、提出してください。
6 共済対象の被害写真（カラー）	提出してください。
7 災害関係の新聞記事	不要です。
8 建物の平面図及び動産の配置図	添付できない場合は、不要です。

(2) 災害死亡共済金

災害死亡共済金の請求に必要な書類の一部を次表のとおり、簡略化します。

規則による必要請求書類	今般の取扱い
1 災害死亡共済金請求書	提出してください。
2 火災共済契約承諾通知書（写）	添付できない場合は、不要です。
3 死亡診断書（写）又は、死体検案書	提出してください。
4 組合員と同居の親族の災害死亡の場合は、戸籍謄本及び世帯全員の住民票	提出してください。
5 マイナンバー通知カード等（写） ※100万円を超える支払の場合	提出してください。

【留意点】共済金の支払対象となる事故に直接起因して死亡した場合は、次により支払います。

- ① 組合員（300万円限度）
契約口数に1口当たり75,000円を乗じて得た額を支払います。
- ② 組合員と同居する2親等以内の親族（30万円限度）
契約口数に1口当たり7,500円を乗じて得た額を支払います。

(3) 火災等災害入院見舞金

火災等災害入院見舞金の請求に必要な書類の一部を次表のとおり、簡略化します。

規則による必要請求書類	今般の取扱い
1 地震・火災等傷害見舞金請求書	提出してください。
2 火災共済契約承諾通知書（写）	添付できない場合は、不要です。
3 死亡の場合は、死亡診断書（写）又は、死体検案書（写） 入院の場合は、医師の診断書（写）	提出してください。
4 組合員と同居の親族の死亡又は入院の場合は、戸籍謄本及び世帯全員の住民票	提出してください。
5 マイナンバー通知カード等（写） ※100万円を超える支払の場合	提出してください。

【留意点】火災等災害入院見舞金は、共済事故により組合員又は組合員と同居する2親等以内の親族が、傷害を受けた日から180日以内に連続して7日以上入院をした場合に支給されます。

- ① 組合員の入院（10万円限度）
組合員が現に居住する建物又はその建物内に収容されている動産に係る共済契約口数に1口当たり2,500円を乗じて得た額を支給します。（1事故1回の請求が限度）
- ② 組合員と同居する2親等以内の親族の入院（1人10万円が限度）
口数に1口当たり2,500円を乗じて得た額を支給します。
（1事故1回の請求が限度）

2 共済金及び見舞金の支払方法

支部支払とする場合は、支部指定の口座に送金します。

なお、「送金支払指図書」（別紙）により、契約者への直接支払を希望される場合は、契約者指定の口座に送金します。

